

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5558

(1/1)

日付	令和 7 年 10 月 20 日	支出額	22,000 円
項目	事務所費	充当額	19,800 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	11 月分事務所駐車場代		
備考			

支払証明書あり

理由



賃貸借契約書

川口1丁目パーキング

永瀬 秀樹 殿

トータルホーム 赤羽店

自動車保管場所賃貸借契約書（月極め）

賃貸人 [redacted] を甲とし、賃借人 永瀬 秀樹 を乙として
次の条項により自動車保管場所として一時使用のための賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は、次に表示の自動車保管場所を乙に賃貸し、乙は、その所有する自動車の駐車のため一時使用する。

所在地 川口市川口1-4-6 地内
名称 川口1丁目パーキング
駐車区画 [redacted]
ナンバー [redacted]

第2条 賃貸借期間は、初日から起算とし、2019年5月1日から
2020年4月末日までの1年間とする。

第3条 賃料は1台当たり月額21,600円（税込）とし、毎月末日までに
翌月分を下記口座へ振り込みするものとする。（本体価格：月額20,000円）
※消費税に変動があった場合は税率に応じ自動的に改定する。

- [redacted]
- 2、乙は本契約締結のときに、敷金として賃料の1ヵ月分を無利息で預託するものとする。なお本契約を解除し、乙が債務なく明け渡した時、甲は、敷金全額を返却するものとする。
 - 3、乙が、万一1ヵ月分たりとも滞納した場合は、敷金の有無に拘わらず、甲は何等の催告を要せず本契約を解除し、乙は、即時無条件にて明け渡すものとする。
 - 4、この契約による賃料は、その時の経済情勢の変動、付近の駐車賃料の高騰及びその他の事情を考慮して改定することができる。

上記契約の証しとして、本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持する。

平成 31年 4月 25日

甲

甲代理人

所在地 東京都北区赤羽1-10-4 マスカタビル3階
名称 株式会社 トータルホーム
電話 03 (3598) 9234



乙 住所 埼玉県川口市本町1-6-10
氏名 永瀬 希樹
電話 (048) 223-6050



勤務先

所在地

会社名

電話

その他緊急連絡先



2019年8月8日

埼玉県川口市川口1丁目4-6地内
川口1丁目パーキング ご契約者様各位

消費税率変更に伴うご利用条件変更のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社管理月極駐車場をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり2019年10月1日より消費税率が変更となります。これに伴い、皆様にご利用いただいております駐車場のご利用条件につきましても下記のとおり変更となりますので、ご案内申し上げます。

敬具

1. ご利用条件の変更

今般の、消費税率変更分を現行のご利用条件に加算させていただきます。

(※賃貸借契約書 第3条参照)

2. 変更後ご利用条件

項目		現行ご利用条件	変更後ご利用条件
月額料金	本体額	20,000円	20,000円
	消費税額	1,600円	2,000円
	合計額	21,600円	22,000円

3. 本件ご案内に関するお問い合わせ先

〒115-0045

東京都北区赤羽1丁目10-4 マスカタビル3階

株式会社トータルホーム 赤羽店

TEL 03-3598-9233

※お問い合わせの際は

「駐車場名・駐車区画番号・お客様のお名前(名称)」をお申し出ください。

以上

2025 5/

賃貸借契約更新書

物件	川口1丁目パーキング	駐車区画	
所在地	埼玉県川口市川口1丁目4-6地内		
契約者	永瀬 秀樹		

上記物件につき既に締結済みの契約を、下記条項を変更の上継続することに合意する。

旧 契 約 内 容		新 契 約 内 容	
旧契約期間		新契約期間	
2024年5月1日	から	2025年5月1日	から
2025年4月30日	まで	2026年4月30日	まで
月 額	22,000 円	月 額	22,000 円
内訳	家 賃	内訳	家 賃
	20,000 円		20,000 円
	消費税		共益費
	2,000 円		2,000 円
合計	22,000 円	合計	22,000 円

【追記事項】

注意事項

今回締結以外の条項につきましては、今までの契約書及び旧更新書がそのまま適用されますので、破棄せずに当更新書と共に保存してください。

2025 年 5 月 12 日

貸 主	住 所	埼玉県川口市金山町17-12千葉ビル1階 (有限会社千葉 代理人)
	氏 名	株式会社 トータルホーム 代表取締役 田中利明
借 主	住 所	埼玉県川口市本町1-6-10
	氏 名	永瀬 秀樹
	電話番号	048-223-6050
緊急連絡先	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
媒介業者	東京都北区赤羽1-10-4マスカタビル3F 株式会社 トータルホ 国土交通大臣 (4) 第	

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5559

(1/1)

日付	令和 7 年 10 月 20 日	支出額	220,000 円
項目	事務所費	充当額	198,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃 10 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

事業用建物賃貸借契約書（更新用）

貸主

（以下「甲」という）と借主 森 伊久磨

（以下「乙」という）は、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という）を、付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で締結し、また甲と連帯保証人（以下「丙」という）は、同契約約款のとおり乙の債務について連帯保証契約を締結した。

頭書(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	本町貸事務所			1 階		
	所 在 地	(登記簿) 蓮田市本町3866番地8 (住居表示) 埼玉県蓮田市本町3-12					
	種 類	事務所	家屋番号	3866番8			
	構 造	木造 / 1 階建					
面 積	専有	37.41 m ² (約 11.31坪)	その他使用可能な面積	m ² (約 坪)			
	バルコニー	m ² (約 坪)					
物件の所有者	(住所)						
	(氏名)						
頭書(2) 賃 賃 借 条 件	使用目的	事務所 事務所					
	賃 料	月額 220,000 円 (うち消費税 20,000 円)	敷 金	(賃料の ヶ月分) (金額) 0 円			
	管 理 費	月額 円 (うち消費税 円)	(更新時積み増し金)	(金額) 0 円			
	共 益 費	月額 円 (うち消費税 円)					
	駐 車 料	月額 円 (うち消費税 円)	礼 金				
	付属施設料	月額 円 (うち消費税 円)					
	修 繕 費	月額 円 (うち消費税 円)	更 新 料	(総額) 0 円 (うち消費税) 0 円			
	保 險 料	総額 18,500 円 (うち消費税 円)					
	保 証 金	円 (3.3㎡当たり) 円 預かり済み	更新手数料	新賃料の 0.5 ヶ月分 (別途消費税)			
	敷金・保証金の返還時期	本物件の明渡し後		保 証 料	円		
	保証金の償却	・建物明渡し時に % (総額) 円 (うち消費税) (円) ・その他		・契約更新時毎に % (総額) 円 (うち消費税) (円) (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	契約期間	2025年10月01日 から 2027年09月30日迄の 2年 0ヵ月 0日間					
	借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から 2 ヶ月の経過をもって発生する。					
	賃料・管理費・共益費・駐車料及び・雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持参払	(住所) 持参先 (氏名)				
振込先							
口座名義人							
口座引落 委託会社名							
を毎月 20 日迄に前払 (円)。							
但し、振込の場合は、末日までに翌月分の入金を確認できるものとする。							

頭書 (3) その他	付 風 施 設						
	貸 与 す る 鍵 一 覧	新規	No. H83CP6MUNUP ■ 本		No.		No.
			No.		No.		No.
		鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 2023年10月01日			ポストボックス		

※更新時、更新手続きをとること。更新事務手数料として賃料の1/2ヶ月と消費税を仲介業者に支払うこと。
 ※退去時、借主の負担において貸主指定の業者でハウスクリーニングを行うこと。
 ※借主は入居期間中、借家人賠償補償付の保険に加入すること。
 ※借主は自然損耗と認め難い故意・過失による破損、汚損箇所（タバコのヤニによる汚れ、クロスのカビ等、ほか関係者による汚破損を含む）を修繕する等の原状回復措置をとらなくてはならない。
 ※入居開始時、エアコン2台は貸主負担で設置し、メンテナンスは借主負担とする。

本契約の締結を証する為本書3通を作成し、甲乙丙、媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙丙各自が1通を保有する。

2025年 10月 1日

	貸 主 ・ 甲		借 主 ・ 乙	
住 所	[Redacted]		〒 349-0111 埼玉県蓮田市東6丁目8-4	
電 話 番 号			[Redacted]	
氏 名			森 伊久磨	
乙の連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)		〒 (住所) (氏名) (乙との関係) (電話番号) (勤務先) (極度額)	
保証機関				
(緊急時の連絡先)	〒 (住所) (氏名) (電話番号) (乙との関係)			
媒 介 業 者			媒 介 業 者	
免許番号	埼玉県知事 (15) 第3401号	免許番号		
主たる事務所	埼玉県蓮田市本町3-8	主たる事務所		
商 号	日信土地株式会社	商 号		
代表者	田部井 稔人	代表者		
宅 地 建 物 取 引 士			宅 地 建 物 取 引 士	
登録番号	[Redacted]	登録番号		
氏 名	[Redacted]	氏 名		
事務所名	日信土地株式会社	事務所名		
所 在 地	埼玉県蓮田市本町3-8	所 在 地		
電 話	048-768-2550	電 話		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5560

(1/1)

日付	令和 7 年 10 月 20 日	支出額	9,179 円
項目	事務所費	充当額	7,343 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	駐車場利用料 11 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

契約番号 [REDACTED]

Park Direct 利用管理契約書

乙および丙は、Park Direct 利用管理契約条項に同意し、下記内容の駐車場および管理について Park Direct 利用管理契約を締結する。

賃借人（乙）について

氏名	保谷 武
住所	[REDACTED]
電話番号	[REDACTED]

Park Direct 運営事業者（丙）について

名称	株式会社ニーリー
住所	〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-9-8 人形町PREX 7F

駐車場利用について

名称	矢作駐車場 [REDACTED]		
所在地	[REDACTED]		
指定区画	[REDACTED]	利用期間	2025/02/01～2026/01/31
車種	ジムニー	ナンバー	-
月額使用料※1	9,179円 (税込)		
更新情報	1年更新	更新費用※2	9,179円 (税込)

※1 月額使用料は、毎月お支払いいただく駐車場使用料の総額です。
※2 更新費用は、更新情報に記載の更新時に別途お支払いいただく費用の総額です。

Park Direct利用管理について

契約期間		賃貸借契約の始期から解約日まで	
月額管理料※1	679円 (税込)	管理更新料※2	679円 (税込)

※1 月額使用料に含まれます。
※2 更新費用に含まれます。

契約に関する備考

-

Park Direct利用管理契約条項

乙及び丙は、以下のとおり、Park Direct利用管理契約（以下、「本利用管理契約」）を締結する。

第1条（Park Direct利用管理契約）

1. 乙及び丙は、乙を賃借人、丙を駐車場の利用管理事業者（駐車場の賃貸人（以下、「甲」）又は甲の代理（又は管理会社）より委託を受け、乙が利用する駐車場の管理業務の一部を行う者）として、本利用管理契約を締結する。
2. 乙は、本利用管理契約と併せて、本件に伴い甲と締結する駐車場の賃貸借契約書（以下、「本件賃貸借契約」）記載の内容に合意し、遵守するものとする。
3. 乙は、表記の駐車場（以下、「本駐車場」）の契約時請求費用、月額使用料、更新手数料その他本件賃貸借契約に関連して生じる費用・違約金など（以下「賃貸借関連費用等」）の支払い、契約中の各種手続き、問い合わせ等は丙に行うものとし、丙は迅速に対応する。
4. 本件賃貸借契約の条項と本利用管理契約の条項との間に齟齬が生じた場合は、本利用管理契約の定めを優先するものとする。

第2条（契約期間）

1. 本利用管理契約の契約期間は、本利用管理契約締結日から、本件賃貸借契約の終了日（解除・解約による場合も含む。）までとする。但し、甲または甲の代理（または管理会社）から丙に対する本駐車場の管理業務の委託が終了した場合、本利用管理契約は終了する。
2. 前項の契約期間にかかわらず、契約期間満了後も本利用管理契約から生じた債務がある場合は、引き続き乙は本利用管理契約上の債務を負う。

第3条（利用管理料）

1. 乙は、本件賃貸借契約締結時に表記の初回管理料を表記の契約時請求費用に含める形で、次条で規定する支払方法で丙に支払うものとする。
2. 乙は、前項初回管理料の他、表記の月額管理料を表記の月額使用料に含める形で第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。なお、月額管理料においては、日割り精算はしないものとする。
3. 乙は、第一項、第二項の他、表記の管理更新費用を第一項と同様の方法で丙に支払うものとする。
4. 前各項に定める管理料及び管理更新費用については、その支払後に本利用管理契約の解除又は解約等を含むいかなる事情があった場合でも、返還されないものとする。
5. 契約期間中に消費税率の変動があった場合、乙は、変動のあった日より当然に新消費税率が適用され、以降の支払いについても新消費税率で計算された消費税額にて支払うことを予め承諾する。

第4条（支払方法について）

1. 乙は、賃貸借関連費用等を丙が定めた支払方法に従い、以下の期限までに丙に支払うものとする。
 - (1) 「契約時請求費用」：契約締結日又は賃貸借期間始期の前日まで
 - (2) 「月額使用料」：決済手段に依る
 - クレジットカード：翌月分を毎月20日
 - 銀行振込：翌月分を毎月20日まで
 - 口座振替：翌月分を毎月27日
 - (3) 「更新手数料」：更新確定日に通知される支払日
 - (4) 「保管場所使用承諾証明書発行手数料等」：申請日当日～3営業日以内

- (5) その他の費用・違約金等：丙が別途定める期限まで
2. 第一項の支払手段が銀行振込の場合、振込手数料は乙が負担するものとする。
 3. 第一項の支払手段が口座引落の場合、別途指定の引き落とし手数料を乙が負担するものとする。
 4. 丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）から付与された代理受領権限に基づき乙から費用の支払いを受けるとし、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して負担する本件賃貸借契約に基づく賃貸借関連費用等の支払債務は、丙の定める方法により乙から丙に支払われた時点で履行が完了したものである。
 5. 乙が、賃貸借関連費用等の債務（延滞利息を除く。）について支払期日を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.6%の割合（年365日の日割換算）で計算した額を延滞利息として丙に支払うものとする。また、支払期日経過後の支払いに伴う必要な手数料は、乙が負担するものとする。
 6. 乙が本利用管理契約から生じる金銭債務（月額使用料等）の支払いを遅延した後にその支払いをした場合は、丙は月額使用料より優先して充当するものとし、その後の充当額の順位については丙にて決定するものとする。
 7. 乙は、丙又は丙が別途定める保証委託契約書記載の保証会社（以下、「保証会社」）に対して、本件賃貸借契約に関連して保証を委託する。乙が本件賃貸借契約に定める賃料、更新手数料その他の費用（契約終了時における明渡しの遅滞に起因する損害金を含む。）を支払わない場合、丙が別途定める「クライアント向け利用規約」に従って、丙又は保証会社が当該未払金の立替払いを行う場合がある。この場合、丙又は保証会社は、当該立替金について乙に対して求償権を有し、乙が甲又は甲の代理（又は管理会社）に対して本件賃貸借契約に基づく乙の債務を担保する目的で差し入れている敷金・保証金等があれば、丙又は保証会社の当該立替金請求権に当該敷金・保証金等が充当されることについて予め乙は承諾する。
 8. 乙の都合による解除・解約に伴い、又はその他乙に起因する事情により、丙から乙に賃貸借関連費用等の返金が生じる場合、返金のための手数料は乙負担とする。

第5条（各種手続き及び問合せ）

乙は、本駐車場の利用に伴う各種手続き（個人情報の変更、支払方法の変更、車両変更、保管場所使用承諾証明書の発行、解約申請など）や問合せは、Park DirectのWebページ又はPark Directお客様サポートセンターにおいて所定の方法で行うものとする。

第6条（利用管理対象について）

丙は、甲又は甲の代理（又は管理会社）と締結するPark Direct利用申込書に基づき、甲又は甲の代理（又は管理会社）から委託を受けた管理業務を行うものとする。

第7条（乙の通知義務）

1. 乙は、本駐車場を1ヶ月以上不在にする場合は、丙に対して、不在期間中の連絡先電話番号、連絡先住所等を事前に通知しなければならない。また、乙は、本件賃貸借契約を解約する意思のある場合は、本件賃貸借契約の規定に定める期日までに丙にその旨を通知しなければならない。
2. 乙は、丙に対して、本件賃貸借契約にかかる申告内容に関し、次の各号に規定する通知義務を負う。
 - (1) 乙は、乙及び緊急連絡先各自の住所・電話番号(携帯電話番号を含む。)・メールアドレス等、又は勤務先の名称・住所・電話番号の変更があった場合、直ちにその旨、並びに当該変更後の名称及び住所・電話番号・メールアドレス等を通知しなければならない。
 - (2) 乙は、乙の緊急連絡先への連絡が不可能又は困難となる場合、これに代わる丙の承認する新たな緊急連絡先を通知しなければならない。
 - (3) 乙が前二項の通知を怠った為に、丙又は丙の提携先からの通知が到達しなかったときは、通常当該通知が到達すべき時期に到達したものとみなす。

- (4) 乙は、月額使用料等の支払いを拒絶する正当な理由があると考えるときは、当該月額使用料等の支払期日の14日以上前に、その旨を丙に対し、書面又は電子メールにより通知しなくてはならない。

第8条（本駐車場利用に伴う取り決め）

本駐車場の利用に関する内容は、甲乙間で締結した本件賃貸借契約の条項に従うものとする。

第9条（放置車両等対応）

1. 理由の如何にかかわらず本件賃貸借契約が終了した後、乙又は本駐車場利用者が乙の契約区画内から車両その他の動産・残置物の移動を行わない場合、放置車両等(車両その他の動産・残置物を対象とする。以下同じ。)とみなし、丙は、次項に定める対応を行うものとする。乙は当該対応を丙が行うことについて予め同意する。
2. 前項に定める丙が行う対応は以下のものとする。
 - (1) 放置車両等に関する調査（車内調査を含む）
 - (2) 放置車両等の移動及び一時保管
 - (3) 上記各号に付帯する業務
3. 丙は乙に通知する方法又は本駐車場内に掲示する方法によって、放置車両等を移動することを乙又は車両の所有者若しくは使用者に要請できるものとする。
4. 乙は、放置車両等によって甲若しくは甲の代理又は丙に生じた一切の損害・費用（逸失利益及び弁護士費用等の対応費用を含むが、これに限られない。）について賠償の責任を負う。

第10条（免責要件）

1. 乙が保有する情報の損失、遅延、誤送、又は第三者による情報の改竄等により発生した損害、乙が本サービスを利用し、又は利用できないことによって被った損害（ソフトウェア、ハードウェア上の事故、コンピュータウイルスによる汚染、データの滅失・毀損等の一切の損害・不利益等）について、丙は丙に故意又は重大な過失がある場合を除き、それに対する一切の責任を負わない。
2. 乙からの問合せ等がインターネット上の不具合・事故等により丙に着信しなかった場合、丙はそれに対する一切の責任を負わない。
3. 本サービスの利用に起因する乙と第三者間の一切の紛争については、乙の責任において処理及び解決するものとし、丙はかかる紛争について何ら責任を負わない。
4. 丙は本件賃貸借契約の当事者となるものではなく、本件賃貸借契約に関する甲又は甲の代理（又は管理会社）及び他の駐車場利用者、他のユーザーその他の第三者とのトラブルについては一切の責任を負わない。
5. 本駐車場内外において、乙又は乙の同伴する者に、事故・怪我・盗難その他丙の責に帰すべからざる事由により損害が生じた場合でも、丙は一切責任を負わない。
6. その他、本サービスを利用したことにより乙が損害を被った場合であっても、丙は一切責任を負わない。
7. 前各項の規定は、本利用管理契約に消費者契約法の適用がある場合はこの限りでない。消費者契約法の適用その他の理由により、丙が乙に対して損害賠償責任を負う場合において、丙の賠償責任は、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヶ月の期間に乙から現実に受領した月額管理料の総額を上限とする。

第11条（反社会的勢力との関係の禁止）

1. 乙又は丙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 乙又は丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 3. 乙又は丙は、前二項の表明に反している可能性が合理的に疑われる場合で、相手方が調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
 4. 乙又は丙は、第一項及び第二項の表明に反して、相手方が暴力団員等あるいは第一項各号及び第二項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本利用管理契約に関連する一切の契約を解除することができ、相手方はこれになんら異議を申し立てないものとする。なお、この場合、相手方は、期限の利益を喪失し、直ちに乙又は丙に対する債務の弁済を行うものとする。

第12条（個人情報の取り扱いについて）

本サイトにおける個人情報の取り扱いについては、別途定めるプライバシーポリシーによるものとし、乙はこれに同意する。プライバシーポリシーの内容は、以下のリンクのとおりとする。

https://www.park-direct.jp/privacy_policy

第13条（協議事項）

乙及び丙は、本利用管理契約に定めのない事項及び本利用管理契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣習に従い、誠意をもって協議し解決する。

第14条（準拠法と管轄裁判所について）

本利用管理契約の準拠法は日本法とし、本利用管理契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5594

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 21 日	支出額	6,500 円
項目	事務所費	充当額	3,250 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	駐車場代（本町事務所）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

5594

(2/2)

領 収 証		No. _____
小島信昭 様		7 年 10 月 21 日
★ 6,500 円		
世 17 / 1 月		
上記正に領収いたしました		
内 訳		
税抜金額	7	
消費税額等(%)		

賃借人、同業者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

證人：住所 埼玉県五所市赤根区掛 301
氏名 小沼信昭

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5595

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 21 日	支出額	80,440 円
項目	事務所費	充当額	40,220 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	事務所賃貸料（本町事務所）		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

振込先	振込金額	振込手数料	振込日	振込元	振込先	振込金額	振込手数料	振込日	振込元
01-10-21	送金	¥80,000							
01-10-21	手数料	¥440							

振込先	振込金額	振込手数料	振込日	振込元
0017	01-10-21	09-33		
57102	01-10-21	09-33		
振込	¥80,000	¥440		
振込先				振込元
01-10-21				09-33
振込先				振込元
01-10-21				09-33

振込先	振込金額	振込手数料	振込日	振込元
0017	01-10-21	09-33		
57102	01-10-21	09-33		
振込	¥80,000	¥440		
振込先				振込元
01-10-21				09-33
振込先				振込元
01-10-21				09-33

[illegible]

令和7年 4月 2日

資主(四) 代理 株式会社 宝来屋不動産商会

氏名 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

借主(乙)

連人名 埼玉県議会自民党議員団

代表者 小野 信昭

所在地 埼玉県市若槻区本町5-5-12

TEL [REDACTED]

緊急連絡先 (担当者) 氏名 [REDACTED]

TEL 048-758-1624

擔保保証人(丙)

氏名 別紙

住所 [REDACTED]

TEL [REDACTED]

更新專案契約書 (普通營業借) 1 / 3

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5596

(1/4)

日付	令和 7 年 10 月 21 日	支出額	150,000 円
項目	事務所費	充当額	135,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	政務活動事務所家賃		
備考			

2025/10/21 22:10

振込受付完了 | パワーダイレクト

 新生銀行

振込受付完了

以下の内容で振込を受け付けました。

振込日	2025/10/21
振込依頼人名	スガ アキオ
金融機関	埼玉りそな銀行
支店 / 出張所	霞ヶ関支店
預金種目	普通
口座番号	0262233
お受取人名	カ) シュウタク
振込金額	150,000 円
手数料	75 円
キャッシュバック金額	75 円
出金金額合計	150,000 円

これは領収書ではありませんので、ご注意ください。

※「振込依頼人名」について

「振込状況照会・取消」画面の印刷ボタンから本画面を表示すると、お客さまが振込依頼人名を変更して振込された場合も、「振込依頼人名」には口座名義が表示されます。

振込先金融機関には変更後の振込依頼人名で振込されています。

振込依頼人名の確認については[こちら](#)を参照してください。

閉じる

Copyright © SBI Shinsei Bank, Limited. All rights reserved.

<https://bk.web.sbinsei.co.jp/print/transferComplete.html>

1/1

61-1 事業用建物／普通賃貸借契約【連帯保証人型】

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	大丸屋
所在地(住居表示)	埼玉県川越市連雀町14-5
構 造・規 模	土・木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 他増築
用 途	事務所
契 約 面 積	1 階部分 約38 m ²

(2) 使用目的

事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 12 日 から	3 年 月間
終期	2026 年 7 月 11 日 まで	
貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。		

(4) 賃料等

賃 料	月額 150,000 円 (内消費税等 円 ・ 税率 %)
共益費(管理費)	月額 0 円 (内消費税等 0 円 ・ 税率 0 %)
保証金(敷金)	0 円 賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	
	円
礼 金	0 円
賃料等の支払方法	支 払 時 期 翌月分を 毎月 末 日までに支払う
	☒ 振込 ☐
	振込先金融機関名・支店名
	口座番号
	振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名 株式会社秀拓	電話 049 (233) 1103
	住所 埼玉県川越市市場新町14-2	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

政務活動費 領収書等貼付用紙

5596

(4/4)

(6) 連帯保証の極度額

極度額	1,500,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項

更新料の有無 ☐ 有 ・ ☒ 無

更新料の金額	☐ 新賃料の	ヶ月分 ・ ☐	円
--------	-------------------------------	--------------------------------	---

特約条項

◆本契約は、転貸借契約です。別添の事項が追加条項となります。
◆貸室内エアコンは残置物扱いとするため、故障等の修繕及び交換において貸主は一切責を負わないものとします。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和5年6月24日

貸主

住所 埼玉県川越市市場新町14-2

氏名 株式会社秀拓
代表取締役 米原恭淳

電話番号 049 (233) 1103

借主

住所

氏名 須賀 昭夫

電話番号 080 (2568) 7260

連帯保証人

住所

氏名

電話番号

極度額 1,500,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

取引態様 ☒ 貸主 ・ ☐ 代理

免許証番号 埼玉県知事(12)第 8359 号

事務所所在地 埼玉県川越市市場

商号 株式会社 秀拓

代表者等 米原 恭淳

登録番号

宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理

免許証番号 第 号

事務所所在地

商号

代表者等

登録番号 第 号

宅地建物取引士

2 / 9 建物賃貸借契約書 61-1 事業用建物 / 普通賃貸借契約【連帯保証人型】
(公社)全日本不動産協会 '2212

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5615

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 22 日	支出額	990 円
項目	事務所費	充当額	495 円
細目	事務所費	按分率	1/2
摘要	フロアモップリース料 1 0 月分		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5615

(2/2)

お客様名
埼玉県議会議員 長峰 秀和 様

納品・請求書
兼 領収書
登録番号: T9070091004716

ダスキン坂戸
株式会社ダスキンサービス北関東
〒380-2213 埼玉県所沢市1523-6
TEL 049-285-5595 FAX 049-286-7731
Eメール 0120-00-5695

発行日: 2025年 10月 12日 支払期日: 2025年 11月 12日 取引 現金

商品・サービス内容	数量	単価	金額	納品番号	納品名	納品日	納品場所	備考
フロアモップ	4回	1	990	1	1	990		

2025年10月16日時点 DDuetコイン換算

項目	金額	金額	金額	金額	金額
前回未収	900	90	990	990	990

消費税 10%

建設サイン

商品番号

DUSKIN

669

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5639

(1/1)

日付	令和 7 年 10 月 23 日	支出額	80,000 円
項目	事務所費	充当額	64,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	11 月分事務所賃借料		
備考			

支払証明書あり

理由

建物賃貸借契約書（事業用）

譲渡

(1) 賃貸借の目的物
名称 森田貸事務所 1階 403号室
所在地（住居表示） 東京都東3丁目11番18号
構造・規模 鉄骨造連結メッキ鋼板葺き平家建て
用途 事務所（貸事務所）
契約面積 1階部分 31.77㎡
公共水道（専用）、電気電力メーター（専用）、公共下水（専用）、冷暖房機、駐車スペース（2台分）電気給湯かし脱1組
(2) 使用目的
事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間
始期 令和7年7月1日 から
終期 令和18年6月30日 まで
3 年 0 月間
貸主は、借主に対して6ヶ月間までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月間までに、書面により解約の申込みを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等
賃料 月額 88,000円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（管理費） 月額 0円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（敷金） 88,000円 賃料1ヶ月分（費便済み）
保証金（敷金）の償却・割引 敷金の償却、割引はありません。
家賃保証 48,000円 3年加入 円
礼金 0円
円
賃料等の支払方法
支払時期 翌月分を 毎月27日までに支払う
送金方法 ☒ 振込 ☐ 現金
振込先金融機関名・支店名
口座番号
口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者 借主 持ち主

家賃保証は借主個人賠償責任に5年間加入。保証金額は家賃の1割に引き上げます。上記の48,000円は目安としてください。以下余白

(5) 借主
貸主 氏名
住所
電話番号

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者
住所
氏名

(6) 連帯保証の保証額
保証額 円

(7) 家賃保証保証業者

家賃保証保証業者 尚号または名称
所在地
家賃保証保証業者登録制度登録番号
国土交通大臣 第 号

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無（☐ 有・☐ 無）

更新料の金額 ☒ 更新料の0.25ヶ月分 ☐ 円
更新料の支払方法は、更新料の0.25ヶ月分（更新料）として、更新料の手数料として、借主は、借主はそれぞれ1ヶ月分の賃料の4分の1づつ22,000円（消費税込み）を支払うものとします。以下余白

特約事項

1.本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充てさせていただきます。
ハウスクリーニングにあたり業者からの見積書とハウスクリーニング工事に取り掛かります。
クリーニング工事を敷金より少ない金額の場合は敷金の返還し、敷金を返すクリーニング工事費用の場合は金額の工事費を請求します。また、退去時室内で補修工事等が必要と認められた場合、敷金を充てさせていただきます。以下余白
2.退去のエアコンや照明器具、造作等は退去までの賃貸借に付き入居後の修理、メンテナンス等は借主の費用負担で行うものとします。
不動産賃貸借契約の条件のうち、第5条（元金）はその定めにかかわらず抹消します。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結しました。その証として本契約書を作成し、貸主、借主、署名押印の上、各自その通を保有する。

令和7年6月2日

貸主（住所）
（氏名）
（電話番号）

借主（住所）
（氏名）
（電話番号）

連帯保証人（住所）
（氏名）
（電話番号）
（印）
（印）
円

宅建建物取引業者・宅建士等（この関係書は宅建建物取引業者が作成したものであることを証明するものです）

取引業者
免許証番号
事務所所在地
1階
商号
代表者
登録番号
宅建士等

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5640

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 23 日	支出額	770 円
項目	事務所費	充当額	616 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	11 月分事務所賃借料振込手数料		
備考			

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行 RESONA			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38041	07-10-23	11:46	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥770	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		C 認証 (硬貨) 円	
お振込明細またはご案内			
お受取人			
	登録番号 0002		
ご依頼人	サイタマケンキ`カイキ`イン ナカヤツキ シ様		
	電話番号 048-541-8110 取扱番号 300018		

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5668

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 24 日	支出額	30,000 円
項目	事務所費	充当額	27,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃 柿沼貴志政務活動事務所		
備考	柿沼貴志		

事業用賃貸借契約書(事務所)＜更新＞②

貸主 ■■■■■（以下「甲」という。）と借主 姓：● 名：● （以下「乙」という。）」は、この契約書により圖書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

図書(1) 目的物件の表示

名称	昭東ビル館 1～2階 号数証照番号(「東」)		
所在地	(住居用途) ●市東行田市新立丁目1ア番地2号 (登記簿) ●市東行田市新立丁目14番地1 家屋番号 148番1		
構造	(木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他) 1／瓦葺・スレート葺・鋼板屋根等(※)、セメント瓦葺・緑屋根・その他 2／12層建／全12戸		
築年	竣工	新築年月	年月不詳
面積	約117㎡(登記面積 □)		
附属施設			

図書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

専任職員事務所

図書(3) 契約期間

令和元年 月 日 から 令和7年 月 日まで (〇 年間)

目録物件の引渡し時期 令和1年 月 日

図書(4) 賃料等

費 別	月額 ○○,○○○円 (内消費税 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税 円)	テナント 組合保険	借主に手配 (免除証明書の提出)
敷金	前償50,000円 (賃料 3ヶ月分)	取扱 場出料	無料	別 属 組込料	月額 円 (内消費税 円)
礼金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月分)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税

その他の条件 自治会費は借主負担。

貸与する鍵 鍵No. ■■■■■
本 数 ■■■■■

賃料等の支払時期 毎月日を毎月 日、までに

賃料等の支払方法 口座で 振込先 ■■■■■
☐現金引き落とし 委託会社名 ■■■■■

※国定手数料は借主負担となります。

10/24

07-10-24 -送金- ¥30,000

特約事項として以下の条項のうち何人部分については設置し又は取り消すことができます。
その取決めが不明な場合は下の赤字等の欄に記入する必要があります。詳細は図面に併せてお示します。
○全部または一部項目に対する金額、債権の種類について
□標準的、通常の水準、常識的な範囲、公平合理
外資系金融機関の場合、差額見込み等に反映された通貨単位となります。
その他の任意の定め、下線なしとなります。

キャッシュサービスご利用明細
利用可能枠を超えています。
お客様の残高を確認してください。
ご持参ください。◎増玉りぞな銀行

取引開始日 平成28年10月1日
取引回数 1回
取引金額 56503
取引日時 07:10~24 10:43
振込元 株式会社 平井 昌雄
振込先 株式会社 平井 昌雄
振込額 ￥30,000
振込手数料 ￥0
収支引当金の積立率 (%) 0%
※振込手数料は別途発生いたします。
お問い合わせ先 電話 0000
営業時間 平日 午前9時〜午後5時
休日 休業中
登録番号 0002
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
電話番号 0000
代表者氏名 山崎太郎
取締役 佐藤次郎

事業用賃貸借契約書(事務所)<更新>③

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

第 17 頁 目的物件の表示				
建 物	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号(東)		
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号		
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 (家屋番号) 忍1003		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・ <u>亜鉛メッキ鋼板葺</u> ・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸		
	種 類	居宅	新築年月	年月不詳
	面 積	約117㎡(登記面積) (㎡)		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和7年 6月24日 から 令和9年 6月23日まで (2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する建	建 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込	※振込手数料は借主負担となります			
	☐ 持 参				
	☐ 口座引落	委託会社名			

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5669

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 24 日	支出額	5,110 円
項目	事務所費	充当額	4,599 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代 柿沼貴志政務活動事務所		
備考	柿沼貴志		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

[illegible]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

5670

(1/2)

日付	令和 7 年 10 月 24 日	支出額	10,000 円
項目	事務所費	充当額	9,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代 柿沼貴志政務活動事務所		
備考	柿沼貴志		

